

「OTA MICE GUIDE」掲載サービス利用規約

6 産産発第 10814 号令和 6 年 7 月 1 日

産業経済部長決定

(目的)

第1条 本規約は、大田区が運営する「OTA MICE GUIDE」(以下「MICE サイト」という。)への情報の掲載サービスを利用するに当たり、必要な事項を定めるものである。

(申込資格)

第2条 MICEサイトにコンテンツの掲載を申し込むことができる者は、次に掲げるいずれかの条件を満たす事業者(以下「区内事業者」という。)とする。

- (1) 区内に店舗等を設置し事業を営んでいる個人又は法人
- (2) その他区長が認める者

(掲載の申込み)

第3条 MICEサイトへの情報の掲載を希望する区内事業者は、必要事項を記入し、及び画像等の必要な書類を添付して、MICEサイト統括管理者(以下「統括管理者」という。)が別に定める方法により情報の登録を申し込むものとする。

- 2 統括管理者は、前項の申込内容に不備がある場合は、申込みをした区内事業者(以下「申込者」という。)に対し補正を求めるものとし、申込者は、これに応じなければならない。
- 3 大田区は、申込者が郵送又は電子的送信により登録の申込みをした場合、その紛失及び破損その他事故について一切責任を負わないものとする。

(掲載内容)

第4条 MICEサイトに掲載することのできる情報は、区の品位、公共性及び公益性を損なわないものであり、かつ、区民及び区内事業者に不利益を与えないものであって、次の各号のいずれかの条件を満たすものでなければならない。

- (1) MICEサイトの閲覧者にとって大田区のMICE及び観光関連の情報を取得するために有益なもの
- (2) 大田区の地域活性に資すると認められるもの
- (3) その他MICEサイトに掲載するに相応しいと認められるもの

2 統括管理者は、前条第1項の規定により申込みのあった情報に次の各号に掲げる内容が含まれる場合は、掲載を拒否することができるものとし、申込者に対してその旨通知する。

- (1) 大田区並びに大田区におけるMICE及び観光と関連性のないもの
- (2) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (3) 政治性のあるもの又は選挙に関するもの
- (4) 宗教性のあるもの又は迷信、非科学的なものに関するもの

- (5) 社会問題についての主義主張又は係争中の声明広告等に係るもの
- (6) 個人・団体の意見広告及び名刺広告等に係るもの
- (7) 法令等に違反するおそれのあるもの
- (8) 社会的、市民生活的な観点から適切でないもの
- (9) 区の品位、公共性及び公益性を損ない、又は区民及び区内事業者に不利益を与える
と認められるもの
- (10) その他M I C Eサイトに掲載することが不適切であると認められるもの

3 統括管理者は、情報の掲載に際し、必要な範囲で修正を加えることができる。この場合において、申込者は、掲載内容等に異議がある場合、M I C Eサイトの運営に支障をきたさない範囲で統括管理者に対し修正を申し出ることができる。

(掲載開始)

第5条 統括管理者は、第3条第1項の規定による申込みについて、情報を掲載することが
適当と判断したときは、当該申込みに係る情報を速やかにM I C Eサイトへ掲載する。

(掲載期間)

第6条 M I C Eサイトに掲載した情報は、当該サイトの運営が継続する限りにおいて、そ
の掲載を継続するものとする。ただし、自己の情報をM I C Eサイトに掲載した区内事業
者（以下「掲載事業者」という。）が掲載の終了を希望する場合は、統括管理者にその旨
を連絡するものとし、統括管理者は、遅滞なく掲載を終了させるものとする。

2 情報の掲載が終了した場合において、当該情報に係る登録の申込みの際に提出された
書類等は、その提出者に返却しない。

(掲載の変更及び中止)

第7条 掲載事業者は、第3条第1項の規定により掲載を申し込んだ情報に変更又は誤り
があったときは、統括管理者が別に定める方法により申し出るものとする。

2 統括管理者は、申込内容と異なる情報を掲載したことが判明した場合において、掲載事
業者の事前承諾なく掲載内容を変更することができる。なお、掲載事業者は、掲載内容の
誤りが判明した場合、速やかに統括管理者に連絡するものとする。

3 統括管理者は、掲載した情報が明らかに実態と異なる等の事情がある場合において、掲
載事業者へ何らの通知をなせずに、掲載の停止若しくは中止又は掲載内容の全部若しく
は一部を修正若しくは削除することができる。

4 統括管理者は、掲載した情報に第4条第2項各号に掲げる内容が含まれていることが
判明したときは、掲載事業者に対する事前通知又は乙の事前の承諾を得ることなく、掲載
を中止することができる。

(掲載情報の著作権)

第8条 M I C Eサイトにおける掲載内容等の著作権は、掲載事業者に帰属するものとし
る。ただし、統括管理者は、M I C E事業の周知等を目的とする場合に限り、掲載事業者
の事前承諾なく掲載内容を利用することができるものとする。

(第三者との紛争解決)

第9条 掲載内容に起因して、掲載事業者と第三者との間で紛争が発生したときは、掲載事業者は直ちにこれを大田区に連絡するものとし、掲載事業者は、自己の費用と責任において誠実に当該紛争を解決するものとする。この場合において、大田区は、当該紛争に関して生じた損害に関し、一切の責任を負わない。

(M I C E サイトの内容変更)

第10条 掲載事業者は、M I C E サイトの URL、デザイン、掲載内容の表示方法及び表示位置並びに掲載情報を利用したM I C E サイト内における企画の実施等を、掲載事業者への事前の通知又は承諾なく変更、改良する場合があることについて、承諾するものとする。

(免責事項)

第11条 M I C E サイトにおける情報発信は、M I C E 関連の情報を広く閲覧に供することを目的とするものであって、掲載事業者の経営等に資する効果を保証するものではない。

2 大田区は、第10条の規定によるM I C E サイトの内容変更又はM I C E サイトの運営が停止し、若しくは中止した場合に掲載事業者が被った損害について、その責任を負わないものとする。

(存続条項)

第12条 本規約の各条項の規定は、掲載の終了又は削除後も存続するものとする。

(本規約の変更・廃止)

第13条 本規約は、経済情勢の変化、法令の改廃その他の大田区の都合により、民法（明治29年法律第89号）第548条の4の規定に基づき、変更又は廃止できるものとする。

2 本規約を変更又は廃止したときは、M I C E サイト等で告知するものとする。

(準拠法)

第14条 本規約は、日本語を正文とし、日本国の法令に準拠し、解釈されるものとする。

(管轄)

第15条 本規約に関して大田区と掲載事業者間に生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

付 則

この規約は、決定の日から施行し、令和6年5月1日より適用する。